

資料編

- 1 阿賀野市環境基本条例
- 2 環境審議会委員名簿
- 3 アンケート結果概要
- 4 前計画と本計画の施策の分類
- 5 指標の達成状況

1 阿賀野市環境基本条例

○阿賀野市環境基本条例

平成 23 年 3 月 25 日
条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本施策

第 1 節 施策の基本方針(第 8 条)

第 2 節 環境基本計画(第 9 条)

第 3 節 環境の保全に関する基本施策(第 10 条—第 20 条)

第 4 節 地球環境保全(第 21 条)

第 3 章 環境審議会(第 22 条)

附則

私たちのまち阿賀野市は、変化に富んだ四季とまちをやわらかく包みこむ五頭連峰、豊富な水をたたえ、流れる阿賀野川、ラムサール条約登録湿地の瓢湖など豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化をはぐくみ、産業を興し、今日の繁栄を築いてきた。

しかし、近年の資源やエネルギーの大量な消費と廃棄物の大量な発生を伴う社会経済活動により、便利で物質的に豊かな生活をもたらされた一方で、地域の環境だけでなく、生命存続の基盤である地球の環境までが損なわれつつある。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有しているが、同時に、私たちは、環境を現在の世代だけのものではなく、将来の世代とも共有するものとして守り、育て、引き継いでいく責務を有している。

そのため、私たちは、自然との良好な関係を保ちながら、環境に配慮した日常生活や事業活動を営み、市、事業者及び市民が一体となって、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、健全で恵み豊かな環境を保全し、潤い安らぎのある環境を創造し、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることによ

り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぶ影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実

施する環境の保全に対する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 自然と人間との共生を基本とし、自然とのふれあい及び生態系の確保が図られるように、森林、農地、水辺等の自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること。
- (3) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を図り、環境への負荷を低減し、かつ、地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ阿賀野市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業にあつては、その事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずることができる。

(環境の保全上の支障防止)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な経済的助成を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、環境の保全に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集及び調査並びに監視及び観測の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

第 4 節 地球環境保全

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 3 章 環境審議会

第 22 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、阿賀野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) その他環境の保全に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 環境審議会委員名簿

令和5（2023）年4月現在

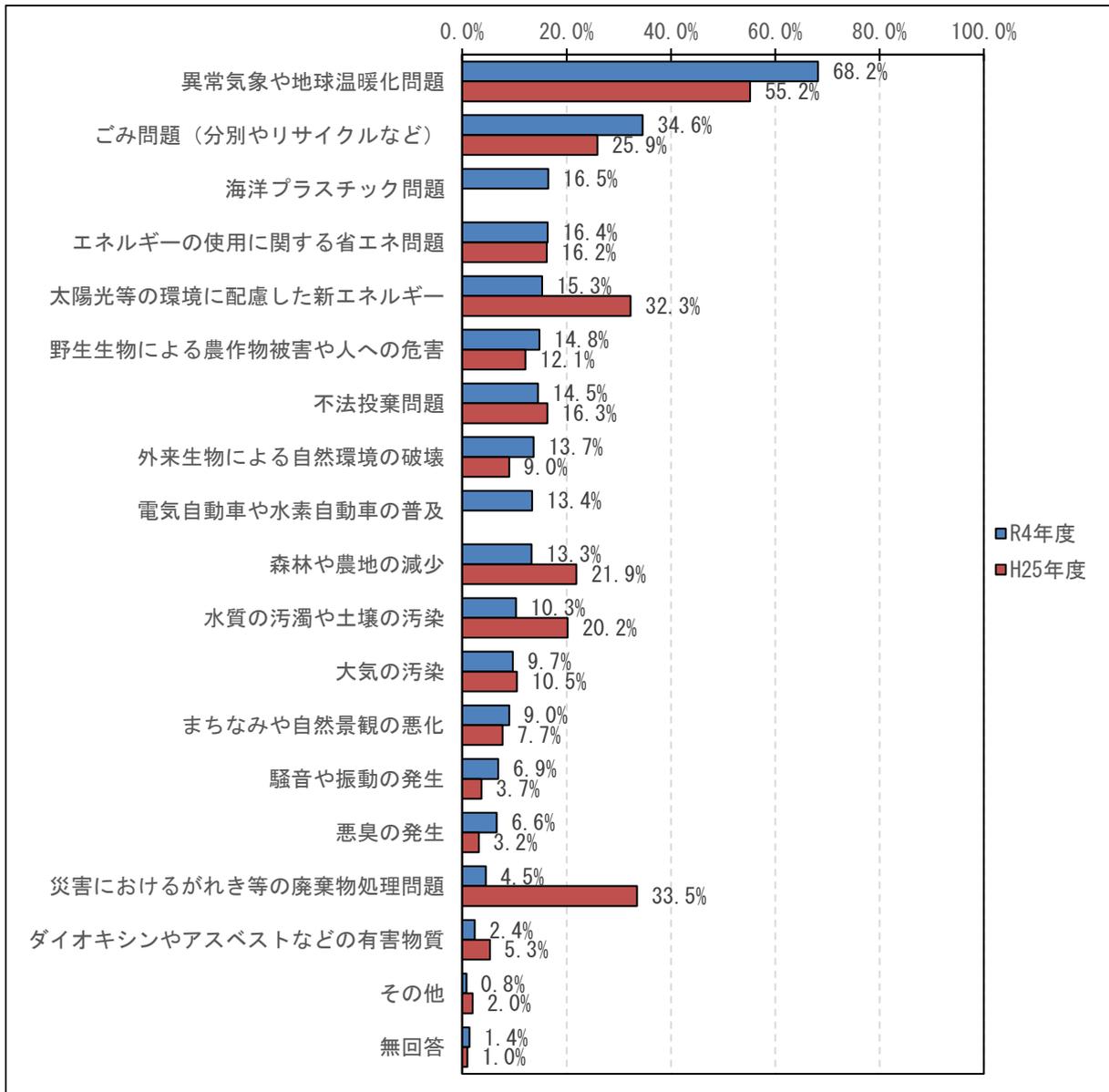
分類	氏名	職名	備考
識見者	及川 紀久雄	新潟薬科大学名誉教授 工学博士	会長
市民	田辺 正明	公募委員、技術士	副会長
識見者	小泉 豊信	瓢湖の白鳥を守る会 会長	
識見者	波多野 千代	消費生活アドバイザー 省エネ普及指導員 新潟気楽に省エネくらぶ代表	
識見者	清水 明子	県生活学校連絡協議会会長 水原生活学校委員長	
関係行政機関	岩浪 春輝	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部環境センター長	
市長が特に認める者	伊藤 浩	阿賀野市学校園長会推薦 水原中学校長	
市長が特に認める者	渡邊 景子	社会福祉法人 新潟いのちの電話 後援会事務局長 (元BSNアナウンサー)	

3 アンケート結果概要

(1) 市民アンケート

1) 関心ある環境問題

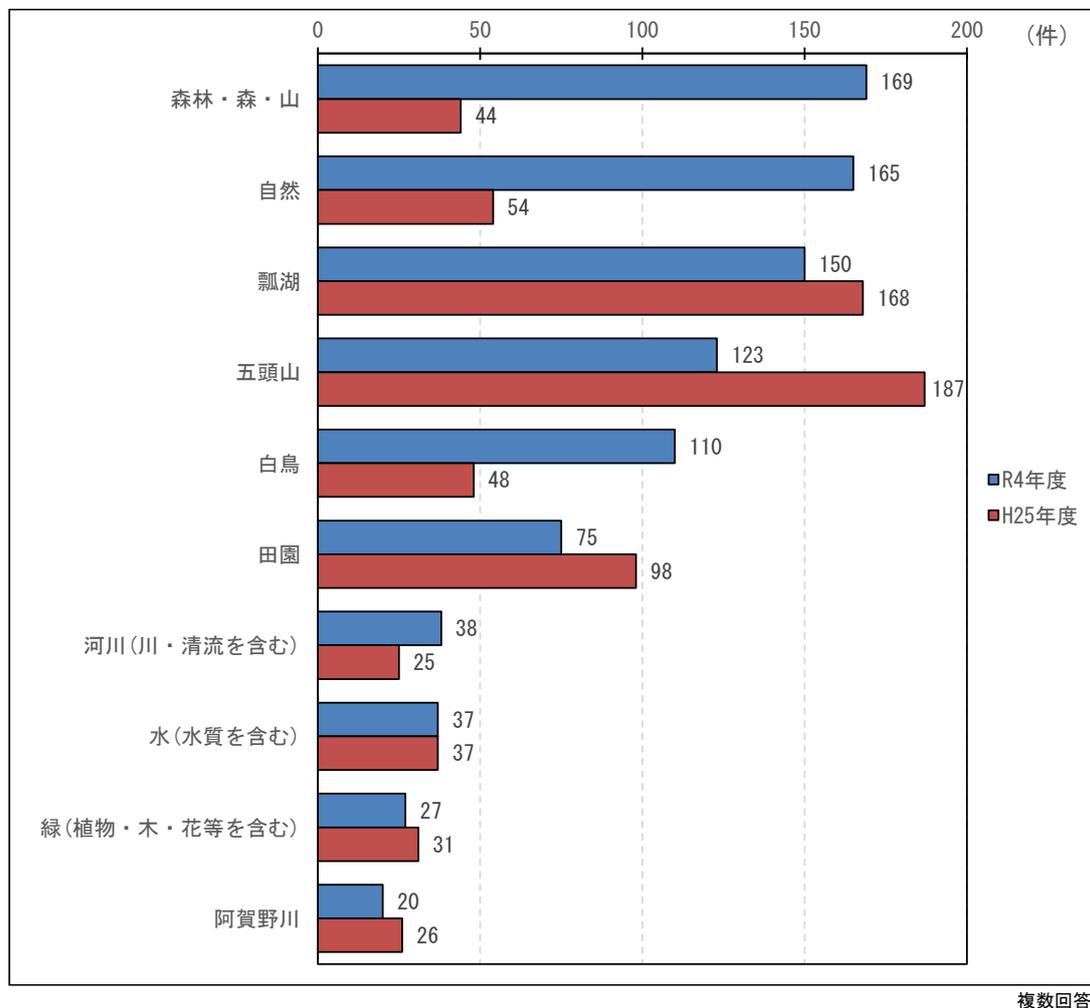
異常気象や地球温暖化問題への関心度が高く、前回の平成 25 (2013) 年度調査より 10 ポイント以上増加しています。また、ごみ問題への関心度も比較的高く同様に前回の平成 25 年度調査より約 10 ポイント増加しています。



複数回答

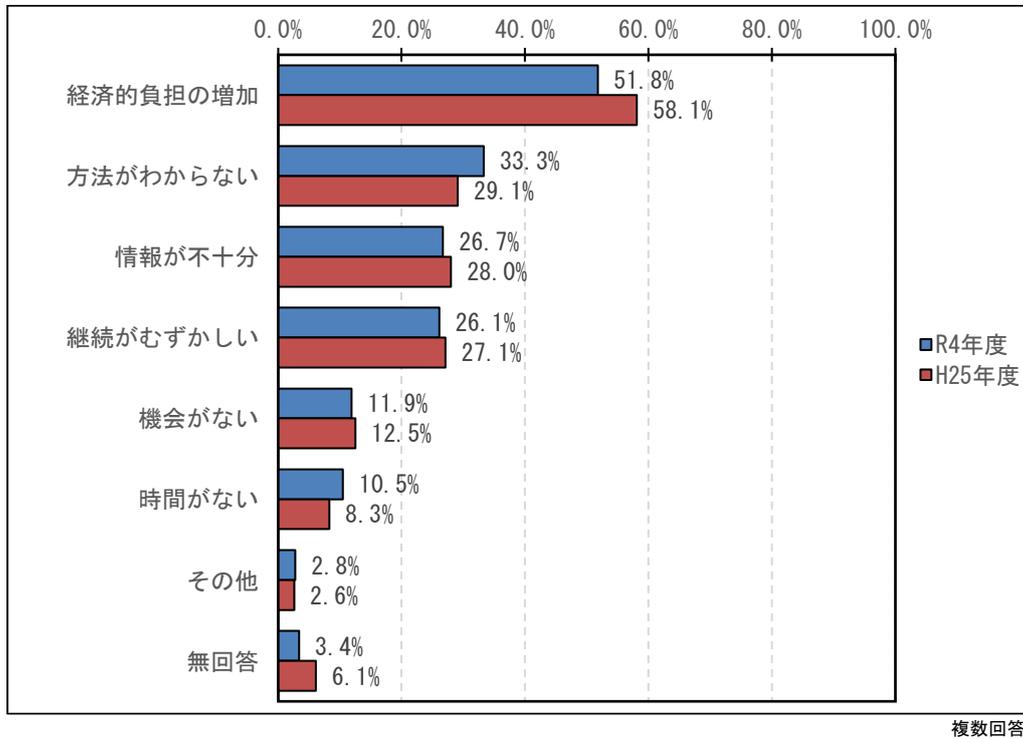
3) 後世に残したい環境

後世に残したい環境で「森林、森、山」また「自然」が上位を占めています。前項で「自然、身近な生き物」に対する満足度が減少したことに関連して、これらの自然を将来に残したいという気持ちが表れていると考えられます。

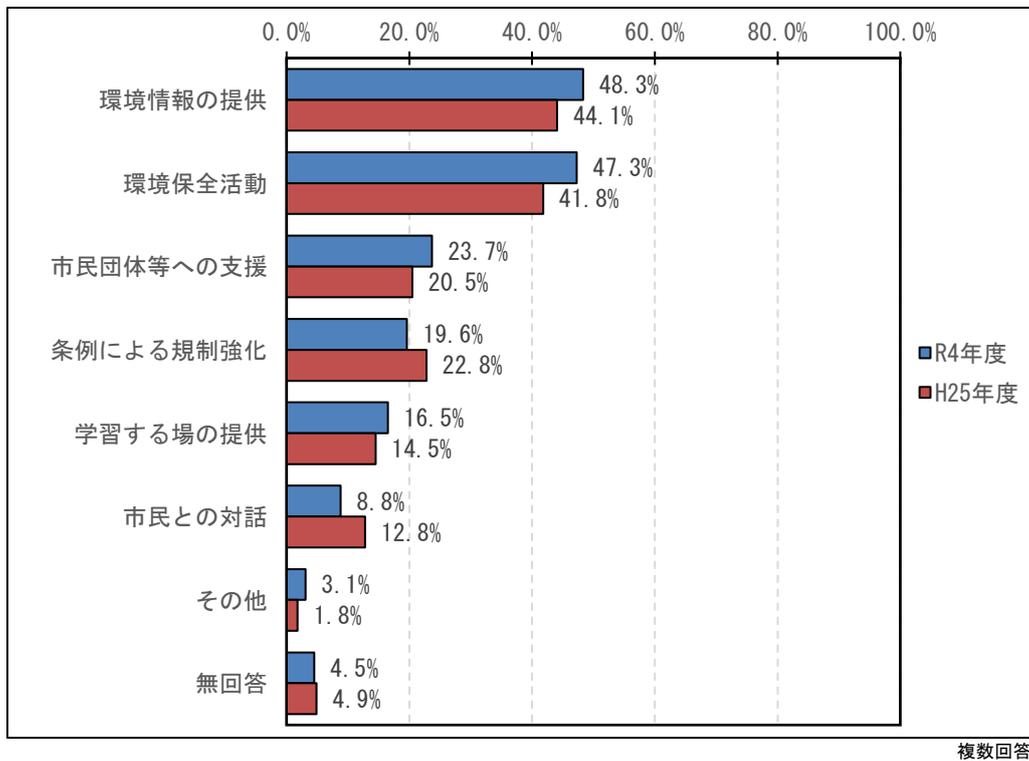


4) その他

環境保全の取組を進めるうえでの支障については「経済的負担の増加」が最上位となっています。



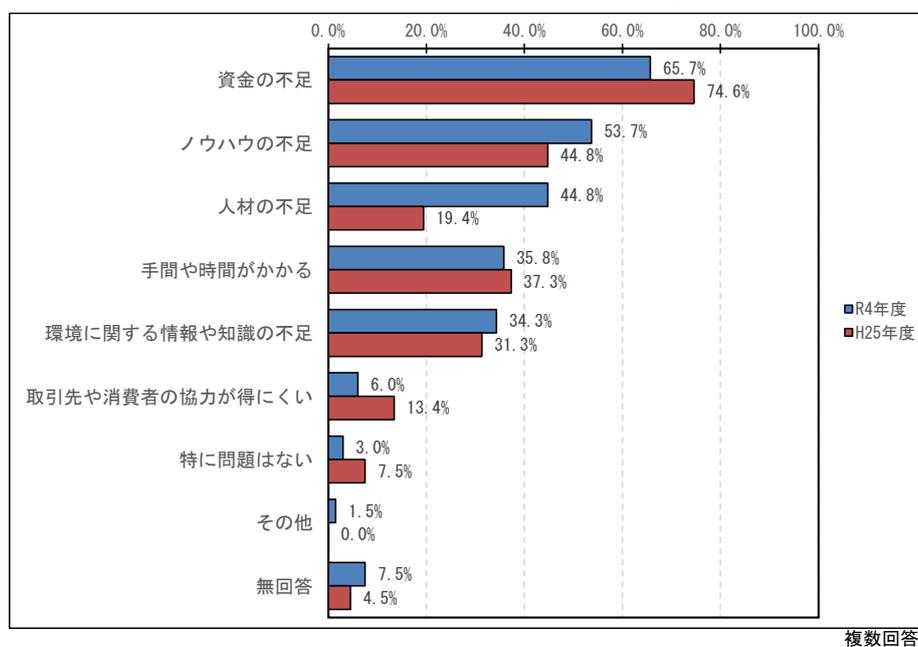
また、環境に配慮した取組をするために市に望むことについては、「環境情報の提供」や「(市が行う) 環境保全活動」が上位を占めています。



(2) 事業者アンケート

1) 環境保全の取組を進めるうえでの支障

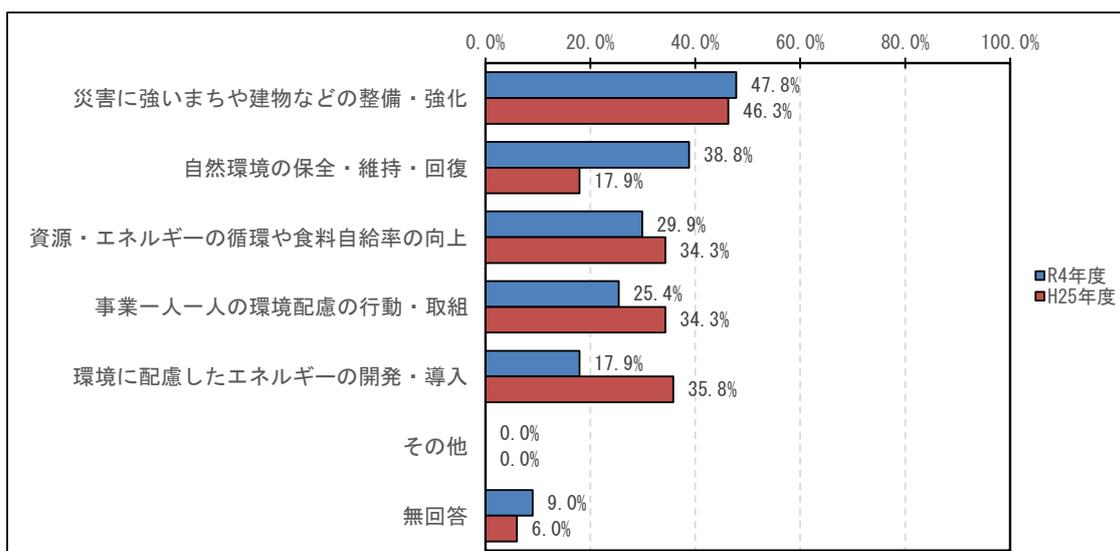
環境保全の取組を進めるうえでの支障については、「資金の不足」、「ノウハウの不足」、「人材の不足」が上位を占めています。特に「人材の不足」は、前回の平成 25（2013）年度調査と比較して、約 25 ポイントと大幅に増加しています。



複数回答

2) 持続可能な社会の実現に向けて重要なこと

持続可能な社会の実現に向けて重要なことは、「災害に強いまちや建物などの整備・強化」、「自然環境の保全・維持・回復」が上位を占めています。特に「自然環境の保全・維持・回復」は、前回の平成 25（2013）年度調査と比較して、約 20 ポイントと大幅に増加しています。



複数回答

4 前計画と本計画の施策の分類

前計画の5つの柱を本計画では4つの柱としました。その対比は以下の通りです。

基本施策	前計画			分類No	4つの柱	本計画
	分類No	5つの柱	具体的な施策			
安全・安心な暮らしの確保	1-1	まもる	防災対策の推進による暮らしの安全確保	2-1	自然環境	防災対策の推進による暮らしの安全確保
	1-2	まもる	土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進	2-2	自然環境	土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進
良好な水質の保全	2-1	まもる	河川、湖沼、湧水などの水質保全	2-3	自然環境	家庭、事業所における河川、湖沼、湧水などの水質保全
	2-2	まもる	家庭、事業所における節水及び水質保全対策の普及と推進	2-4	自然環境	騒音・振動の防止
観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備	3-1	まもる	観測・監視体制の充実	2-5	自然環境	大気汚染・悪臭の防止
	3-2	まもる	相談・指導体制の整備	1-5	生活環境	多様な清流・水辺環境の保全
水辺環境の保全・活用	4-1	いかす	多様な清流・水辺環境の保全	4-3	地球環境	身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進
	4-2	いかす	環境教育・観光資源としての活用推進	1-1	生活環境	森林資源の適正管理・有効利用
緑環境の保全・育成・活用	5-1	いかす	森林資源の適正管理・有効利用	1-2	生活環境	農地・里山の保全・活用
	5-2	いかす	農地・里山の保全・活用	1-3	生活環境	身近な緑空間の保全・創出・活用
	5-3	いかす	身近な緑空間の保全・創出・活用	4-2	地球環境	環境教育・観光資源としての利活用の推進
	5-4	いかす	環境教育・観光資源としての活用推進	1-4	生活環境	多様で貴重な生き物の生育環境の保全
生き物の生息環境の保全・創造	6-1	いかす	多様で貴重な生き物の生育環境の保全	4-1	地球環境	誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承
	6-2	いかす	地域固有の生物の保護・管理	4-3	環境教育	身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進
歴史・文化的環境の継承及び活用	7-1	いかす	誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承	2-6	環境教育	適正な土地利用の計画・誘導
	7-2	いかす	環境教育・観光資源としての利活用の推進	2-7	環境教育	地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり
土地利用の適正管理と美しいまちづくり	8-1	いかす	適正な土地利用の計画・誘導	2-8	生活環境	地域一体となった環境美化の推進
	8-2	いかす	地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり	2-9	生活環境	4Rの推進と適正処理
	8-3	いかす	地域一体となった環境美化の推進	1-6	自然環境	環境保全型・活用型産業の推進
ごみの減量化・分別・適正処理の推進	9-1	めぐる	廃棄物の減量化と適正処理	3-1	生活環境	エコ・コンパクトなまちづくり
	9-2	めぐる	4Rの推進による資源循環のしくみづくり	3-2	生活環境	ヒートアイランド対策の推進
資源の有効利用と好循環による地域活性化	10-1	めぐる	環境保全型・活用型産業の推進	3-3	自然環境	再生可能エネルギー、未利用エネルギー利用の推進
	10-2	めぐる	環境保全の好循環の仕組みづくり	3-4	自然環境	エネルギーの効率的な利用の推進
地球温暖化に対応した街づくり	11-1	おもいやる	エコ・コンパクトなまちづくり	3-5	地球環境	省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発
	11-2	おもいやる	ヒートアイランド対策の推進	3-6	地球環境	事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギー等活用
再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効利用	12-1	おもいやる	再生可能エネルギー、未利用エネルギー利用の推進	4-3	環境教育	身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進
	12-2	おもいやる	エネルギーの効率的な利用の推進	4-2	地球環境	環境教育・観光資源としての利活用の推進
環境にやさしい暮らし及び事業活動の推進	13-1	おもいやる	省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発	4-4	環境教育	環境を守り育てる人材の育成
	13-2	おもいやる	事業活動に伴う環境負荷の低減・新エネルギー活用の推進	4-5	環境教育	産・官・民一体となったPR活動の展開
環境学習・環境教育の推進	14-1	すすめる	学校や地域における環境学習・環境教育の推進	4-4	環境教育	環境を守り育てる人材の育成
	14-2	すすめる	市民や事業者における環境学習・環境教育の推進	4-5	環境教育	産・官・民一体となったPR活動の展開
人づくり・しくみづくり	15-1	すすめる	環境を守り育てる人材の育成	第5章		計画の実現に向けた体制づくり
	15-2	すすめる	環境を守り育てる協働の仕組みづくり			
環境情報の発信・共有	16-1	すすめる	環境保全に関する意識向上および活動推進			
	16-2	すすめる	産・官・民一体となったPR活動の展開			
	16-3	すすめる	環境に関する取組の進行管理			

5 指標の達成状況

環境基本計画の指標と現時点での達成状況*を示します。

(1) まもる施策

項目	指標	実績						R2 目標値	達成度	原因	
		H26	H27	H28	H29	H30	R1				R2
安全・安心な暮らしの確保	1-1 安全・安心な暮らしの確保										
	災害に備え家庭で実践している事項数（平均）（項目）	-	3.5	3.5	3.5	3.5	3.9	4.5	7.0	C	
	防災訓練参加者数（市及び自主防災組織等の訓練）（人）	475	653	1,796	1,992	1,725	989	191	1,500	E	新型コロナウイルス感染症対策のため、市防災訓練の中止や自主防災組織の訓練の自粛による。
	木造住宅の耐震化率（%）	73	73	74	75	76	76	77	81	B	
	木造住宅耐震診断実施件数（累計）	-	40	45	52	56	61	67	75	B	広報や自治会回覧などで周知しているが、予定数に達しなかった
	木造住宅耐震改修補助を受けて改修した棟数（累計）	-	2	2	2	2	2	2	12	D	改修希望なし
	自治体及び事業者等との災害時応援協定締結数（組織）	30	31	32	32	41	43	43	39	A	分野別の協定はほぼ完結
	1-2 安全・安心な暮らしの確保										
	土壌汚染対策法に基づく井戸台帳調査進捗率（調査対象世帯数/世帯数）（%）	0	0	5	36	36	100	100	100	A	土壌汚染発生時は県保健所等と連携して、住民周知等迅速な対応を行っている。H27の土壌汚染発生を受け井戸台帳の整備を進め、R1に全市域の調査完了。
	土壌汚染発生事案（件数）	0	0	2	1	0	0	0	未設定	-	土壌汚染事案が発生しているが、迅速な対応ができており、健康被害はない
良好な水質の保全	2-1 良好な水質の保全										
	通年で水質調査を行っている地点数	13	12	12	12	12	12	7	未設定	-	水質が良好な河川では調査回数の見直しにより回数削減
	中小河川水質検査実施回数	12	12	12	12	12	12	12	未設定	-	月1回実施
	水質環境基準を満たす中小河川水質検査地点数	13	12	12	12	12	12	7	7	A	水質は良好。
	2-2 良好な水質の保全										
	水洗化率	67	69	69	70	71	72	71	73	B	人口減少の影響により、指標値の低下
	単独浄化槽設置基数	3,061	2,972	2,886	2,728	2,645	2,560	2,489	1,750	C	リフォーム補助金や普及促進事業の活用等を図ったが、切り替えは低調。
観測・監視体制の充実ならびに相談・監視体制の整備	3-1 観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備										
	大気の大気基準値を上回った件数（件）	0	0	0	0	0	1	0	0	A	R元に光化学スモッグ注意報発令
	河川等の水質基準を上回った件数（件）	0	0	0	0	0	0	0	0	A	
	河川水質管理事業：（福島潟クリーン作戦参加人数）	-	-	-	700	750	700	20	700	E	福島潟環境保全対策推進協議会（事務局：新潟市）。R2は新型コロナの影響で協議会員のみで実施。
	環境公害（騒音・振動・悪臭・水質汚濁）苦情件数（件）	26	20	19	26	11	15	7	16	A	公害苦情は畜産臭気問題など前年度からの継続案件が主で、処理件数が大きく減った
	3-2 観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備										
	生活衛生・環境に関する苦情件数（件）	409	347	309	339	180	134	220	360	A	新型コロナと大雪の影響でごみ排出量が増え、ごみ収集に関する苦情が増えたため微増。

A:目標値を達成している、B:目標値達成率75%以上、C:目標値達成率50%以上、D:目標値達成率0%以上、E:基準値より低下、悪化し、目標と逆行

資料-13

※前計画において各施策に対する取組指標がなかったことから、前計画の施策に該当するものを本市の行政経営システムの指標を用いて達成状況を整理しました。

(2) いかす施策

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
水辺環境の 保全・活用	4-1 水辺環境の保全・活用										
	整備工事進捗率（事業費ベース）（％）	-	15	61	67	100	-	-	未設定	-	整備事業完了
	瓢湖水きん公園内で快適な施設に改修された箇所数（累計）	-	3	11	28	35	-	-	未設定	-	
	阿賀野川とその支流等の治水対策促進要望に対する回答数（件）		2	2	2	2	2	3	2	A	要望通り治水対策が進展
	4-2 水辺環境の保全・活用										
	瓢湖水きん公園利用者数（人）	-	-	-	-	328,153	358,497	331,123	320,000	A	目標どおり
	（親水公園の数）	2	2	2	2	2	2	2	未設定	-	大和水辺の楽校（阿賀野川）・都辺田川親水公園
（阿賀野川河川敷の公園数）	4	4	4	4	4	4	4	未設定	-	安田橋運動公園・阿賀野川河川公園（ホリスティックパーク）・阿賀野川総合運動場・籠尻川公園	
水鳥なんでも塾開催回数（回）	-	-	17	16	-	-	-	未設定	-		
成果指標②水鳥なんでも塾参加者数（人）	-	-	351	241	-	-	-	未設定	-		
緑環境の 保全・育成・活用	5-1 緑環境の保全・育成・活用										
	森林保全活動実施面積（ha）	-				11.5	7.05	18.8	未設定	-	毎年森林組合を中心に間伐・下草刈り等の整備活動を実施 H30赤松山森林整備の終了に伴い実施面積が減少
	森林間伐（育林）面積（ha）	8.65	21.04	14.56	11.17	11.48	7.05	18.88	9	A	森林組合により計画的な間伐が実施されている
	5-2 緑環境の保全・育成・活用										
	環境保全型農業直接支援事業補助金交付申請件数（件）	-	37	303	289	293	273	264	未設定	-	H30より事業要件が厳格化したことで、申請件数が減少
	環境保全型農業直接支援事業によるたい肥散布面積（ha）	-	2	484	498	522	498	512	未設定	-	-
	5-3 緑環境の保全・育成・活用										
	憩の場としての公園の満足度（％）	-	61.5	63.1	69.6	67	67.2	69.4	65	A	目標を達成しましたが、遊具の老朽化が目立ち、課題
	5-4 緑環境の保全・育成・活用										
	農林漁業体験学習支援事業支援事業件数（件）	-	-	-	-	8	8	8	未設定	-	非農家の児童が増えており、市内小学5年生の農林業体験学習への補助
少年自然の家利用者数	-	11,643	15,329	14,009	13,497	10,805	4,327	未設定	-	新型コロナウイルス感染症対策のため、利用客が伸びず例年の60%減少	
生き物の 保全・創作 環境の	6-1 生き物の生物環境の保全・創作										
	五頭連峰県立自然公園内開発行為許可申請経由事務件数（件）	8	4	4	5	6	9	3	未設定	-	自然公園内の開発行為の許可申請窓口として、事前協議を行うことで、事業者に景観等への配慮を促している
	6-2 生き物の生物環境の保全・創作										
指標なし	-	-	-	-	-	-	-	未設定	-	地域固有種・絶滅危惧種等の野生動植物の保全活動などは実施していない	

A:目標値を達成している、B:目標値達成率75%以上、C:目標値達成率50%以上、D:目標値達成率0%以上、E:基準値より低下、悪化し、目標と逆行

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
歴史・文化的環境の継承及び活用	7-1 歴史・文化的環境の継承及び活用										
	指定文化財件数（件）	66	67	67	69	69	71	73	71	A	国登録有形文化財の登録が進んだ
	・国指定	6	7	7	9	9	11	13	9		
	（うち登録有形文化財数）	1	2	2	4	4	6	8	4		
	・県指定	12	12	12	12	12	12	12	13		
	・市指定	48	48	48	48	48	48	48	49		
	7-2 歴史・文化的環境の継承及び活用										
資料館・博物館の利用及び文化行政事業に参加したことがある市民の割合（％）	-	10.2	7.3	8.8	10.5	12.4	7.7	12	E	R2は新型コロナの影響で減	
まちあるきガイド養成塾の開催回数（回）	-	-	7	6	2	2	1	未設定	-		
まちあるきガイド数（累計）	-	-	1	1	1	6	7	未設定	-		
土地利用の適正管理と美しいまちづくり	8-1 土地利用の適正管理と美しいまちづくり										
	各地区の特性を踏まえた開発・にぎわいづくりなどバランスのとれた土地利用（整備）が行われていると感じる（％）	-	28	27.2	27.3	27.8	27.5	38.3	40	B	阿賀野バイパスや道の駅が具体化したことで、京ヶ瀬地区の宅地造成が進んだ
	管理不全な空家数（件）	657	613	586	583	512	528	511	309	C	指導、助言によって、改善された案件も多い。R2市空家等対策計画を策定
	空き地の管理及び害虫獣に関する苦情件数（件）	22	34	24	31	31	32	32	15	D	
	・うち空き地の管理に関する苦情件数（件）	13	25	15	19	15	20	20	未設定	-	不在地主が増えていることが背景にある。
	商業工業施設の開発面積（累計）（ha）		0.7	1.5	3.2	3.8	3.8	3.8	上昇	D	
	農産物の作付面積（ha）	6,145	6,135	6,125	6,131	6,108	6,093	6,090	6,090	A	目標面積を維持できたが、作付面積の減少は、農地以外への転用によるものと、耕作条件が悪い水田は作付けされずに所有者等による自己保全管理となったもの。
	1経営体当たり経営面積（ha）	2.9	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	4.5	C	2015農林業センサスの経営体数を使用しているため同数値だが、現状は高齢化等による離農後の農地を担い手等の経営体が受託し、1経営体あたりの面積は増加。
	新規就農者数（平成27～32年度累計）（人）	3	4	8	19	23	28	37	100	D	国の「農の雇用事業」などを活用した農業法人就業が増加傾向
	8-2 土地利用の適正管理と美しいまちづくり										
	まちづくり塾開催回数（回）	-	-	9	10	11	-	-	未設定	-	事業終了
まちづくり塾参加者数（人）	-	-	167	187	198	-	-	未設定	-	事業終了	
8-3 土地利用の適正管理と美しいまちづくり											
まちづくり塾開催回数（回）	-		9	10	11	-	-	未設定	-		
水鳥なんでも塾開催回数（回）	-		17	16	0	-	-	未設定	-		
まちづくり塾参加者数（人）	-		167	187	198	-	-	未設定	-		
水鳥なんでも塾参加者数（人）	-		351	241	0	-	-	未設定	-		

A:目標値を達成している、B:目標値達成率75%以上、C:目標値達成率50%以上、D:目標値達成率0%以上、E:基準値より低下、悪化し、目標と逆行

(3) めぐる施策

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
ごみの減量化・分別・適正処理の推進	9-1 ごみの減量化・分別・適正処理の推進										
	最終処分量 (t)	1,701	1,563	1,491	1,440	1,392	1,401	1,455	1,590	A	R2は新型コロナウイルスの影響で、不燃物と焼却残渣の量が共に前年より増加したが、目標を達成。
	市民1人当たりのごみの年間排出量 [リデュース] (kg)	273	275	271	270	267	267	282	265	E	目標値を超過したのは、新型コロナウイルスの影響で、家庭での消費が増えたことや大掃除を行う家が増えたことが要因と推測
	中古品・フリーマーケット・詰替品等で積極的に再利用している市民の割合 [リユース] (%)	-	7.8	7.8	7.2	8.2	8	7.5	10	E	新型コロナウイルスの影響により、フリーマーケットなどによる個人間の中古品のリユースが敬遠されたためと推測
	ごみの資源化率 [リサイクル] (%)	19	18	17	18	16	15	15	20	E	安田地区では、容器包装ごみの分別を行っていないため、資源化率が他の地区より低いことが一因。 R7の広域処理時に分別収集を開始予定
	分別不適合率(焼却量に対する不燃物の含有率) (%)	-	-	1.9	4.7	0.6	0.4	3.8	0.7	D	
	不法投棄の発生確認件数 (件)	32	46	40	45	50	37	17	33	A	R2は生活用道路沿線等へのポイ捨てが減少しており、新型コロナウイルスの影響による外出控えが要因と推測。
	野焼きの苦情件数 (件)	14	26	17	22	15	8	8	8	A	広報紙や自治会回覧による啓発と警察・消防と連携した現場対応により、野焼きが違法行為ということが市民に浸透してきている。
	ごみ処理施設の延命化工事箇所 (件)		9	10	14	11	4	9	未設定	-	
ごみの減量化・分別・適正処理の推進	9-2 ごみの減量化・分別・適正処理の推進										
	広報紙による啓発回数 (累計)	6	8	12	18	23	28	32	41	B	
	助成事業による生ごみ処理器設置世帯数 (累計)	8	19	24	31	32	38	43	年間7基	B	年間目標に達していない
資源の有効利用と好循環による地域活性化	10-1 資源の有効利用と好循環による地域活性化										
	安全安心農作物生産推進事補助金交付申請件数 (件)		224	191	174	146	160	125	400	E	国県補助がある環境保全型農業直接支援事業への誘導を図ったことや米価低迷に伴う農業者の施肥に掛ける経費の減少
	6次産業化した経営体数 (経営体)	1	4	4	4	4	4	4	6	C	-
	10-2 資源の有効利用と好循環による地域活性化										
	生ごみ処理器設置補助による生ごみ処理器設置世帯数 (累計・世帯)	8	19	24	31	32	38	43	未設定	-	毎年の希望者は少なく、効果などの周知が課題
たい肥散布面積 (ha)	755	658	667	686	648	635	617	1,000	C	堆肥散布による土づくりが重要という認識を農業者が持っているものの、米価の下落等による経費節減が減少の原因と推測	

A: 目標値を達成している、B: 目標値達成率75%以上、C: 目標値達成率50%以上、D: 目標値達成率0%以上、E: 基準値より低下、悪化し、目標と逆行

(4) おもいやる施策

項目	指標	実績						R2 目標値	達成度	原因	
		H26	H27	H28	H29	H30	R1				R2
地球温暖化に対応したまちづくり	11-1 エコ・コンパクトなまちづくり										
	新潟東部産業団地から新潟亀田ICまでの移動時間(分)	31	31	31	31	31	31	31	24	E	国道49号阿賀野バイパスや関連アクセス道路は整備中で、供用するまで移動時間に変化がない R4夏に阿賀野バイパスが供用予定
	11-2 ヒートアイランド対策の推進										
	指標なし	-	-	-	-	-	-	-	未設定	D	一部の施設でグリーンカーテンを導入するのみ
再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効利用	12-1 再生可能エネルギー、未利用エネルギー利用の推進										
	新潟東部産業団地から新潟亀田ICまでの移動時間(分)	31	31	31	31	31	31	31	24	E	国道49号阿賀野バイパスや関連アクセス道路は整備中で、供用するまで移動時間に変化がない R4夏に阿賀野バイパスが供用予定
	12-2 エネルギーの効率的な利用の推進										
	再生可能エネルギーによる発電総出力(MW)	19	21	21	21	21	21	21	31	C	大規模な施設整備には用地取得や送電網の整備に係る費用負担などが課題となり、導入が進んでいない。 R3に2つの太陽光発電が完成。
	市の施設における温室効果ガス(CO ₂)排出量(t-CO ₂)	10,192	9,871	9,861	10,143	10,872	11,214	11,135	10,000	B	既存施設の空調設備等の老朽化やR30以降市立小・中学校にエアコン設備を導入したことが増加の主要原因
未利用再生可能エネルギーの有効利用	13-1 省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発										
	地球にやさしい取組みの平均実践目数(16項目中の項目数)	-	5.75	5.78	5.88	5.82	5.97	6.33	7	B	ごみの分別や減量、省エネ(特に節電)を心がけている市民は多いが、リユースやリサイクル、車の使用を控える市民が増えないことから、市民向けにわかりやすい広報の作成が課題。
	13-2 事業活動に伴う環境負荷の低減・新エネルギー活用の推進										
	再生可能エネルギーによる発電総出力(MW)	19	21	21	21	21	21	21	31	C	大規模な施設整備には用地取得や送電網の整備に係る費用負担などが課題となり、導入が進んでいない
	商業工業施設の開発面積(累計)(ha)	-	0.7	1.5	3.2	3.8	3.8	3.8	上昇	D	

A:目標値を達成している、B:目標値達成率75%以上、C:目標値達成率50%以上、D:目標値達成率0%以上、E:基準値より低下、悪化し、目標と逆行

(5) おすすめ施策

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
環境学習・環境教育の推進	14-1 学校や地域における環境学習・環境教育の推進										
	白鳥の里年間利用者数	-	-	-	-	533	264	0	306	D	展示資料の移動によりR2より休館
	ふるさと農業歴史資料館入館者数	-	-	8,468	9,311	8,412	7,251	4,059	10,000	D	新型コロナウイルスの影響で、入館者数が大幅に減少
	水原代官所入館者数	-	-	-	-	3,424	2,728	1,592	4,200	D	新型コロナウイルスの影響で、入館者数が大幅に減少
	支援事業件数(件)	-	-	-	-	8	8	8	未設定	-	非農家の児童が増えており、市内小学5年生の農林業体験学習への補助
	14-2 市民や事業者における環境学習・環境教育の推進										
	市政出前講座開催回数(累計)	1	3	3	3	3	3	3	12	D	自治会からの要請がないことから周知不足か
	市政出前講座参加者数(累計)	20	71	71	71	71	71	71	300	D	
	市民環境講座開催回数(回)	0	0	0	0	1	2	0	未設定	-	市・民間のごみ処理場の見学によりリサイクルについて市民にってもらうための講座開催。
	市民環境講座参加者数(人)	0	0	0	0	8	20	0	未設定	-	
環境情報共有の発信	15-1 環境を守り育てる人材の育成										
	指標なし	-	-	-	-	-	-	-	未設定	-	情報の収集・発信の体制づくりが進んでいない。
	15-2 環境を守り育てる協働の仕組みづくり										
	指標なし	-	-	-	-	-	-	-	未設定	-	環境に関するイベントなどの情報発信は行えていない。

A:目標値を達成している、B:目標値達成率75%以上、C:目標値達成率50%以上、D:目標値達成率0%以上、E:基準値より低下、悪化し、目標と逆行

阿賀野市第二次環境基本計画

令和6年3月

策定機関
新潟県阿賀野市

編集・発行 阿賀野市役所
市民生活課 脱炭素・SDGs 推進室

連絡先

阿賀野市役所
〒959-2092
新潟県阿賀野市岡山町10番15号
TEL 0250-61-2510（代表）
URL <http://www.city.agano.niigata.jp>